

定 款

株式会社建築住宅センター

平成 29 年 1 月 30 日 作 成
平成 11 年 5 月 28 日 公証人認証
平成 11 年 6 月 16 日 会 社 成 立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社建築住宅センターと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 「建築基準法」に基づく建築物の確認・検査業務
2. 「建築基準法」に基づく建築物の構造計算適合性判定業務
3. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務
4. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅の性能評価・検査業務
5. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定業務
6. 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく保険法人からの受託業務
7. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく技術的審査業務
8. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく技術的審査業務
9. まちづくりに関する業務
10. その他建築物の構造安全性、省エネルギー性等の調査業務
11. 国の「地域建設業経営強化融資制度」に係る公共工事の出来高査定業務
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を青森市に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株式の株券は、1株券、10株券及び100株券の3種とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第12条 株式の分割、併合又は株券の毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第14条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第19条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社は、取締役13名以内を置く。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役

及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第30条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査範囲の限定)

第32条 当社の監査役の監査の範囲は会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- ② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。
- ③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。